

横浜市行政不服審査会答申
(第80号)

令和元年12月17日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「生活保護費用等徴収金決定処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2 事案概要

本件は、横浜市南福祉保健センター長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して、平成 29 年 9 月から平成 30 年 10 月までに処分庁が支弁した保護費に係る算定期間に審査請求人が就労して得た収入を申告しなかったとして、平成 31 年 3 月 29 日付けで生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 78 条第 1 項の規定に基づく生活保護費用等徴収金決定処分（以下「本件処分」という。）を行ったところ、審査請求人が、処分庁に対して、同就労は同居人から強要されて行ったものであるなどとして、その取消しを求めたものである。

3 審査請求人の主張の要旨

就労収入の未申告の事実は認めるが、同就労は以前同居していた者に強要されて行ったものであり、現在病状が悪化して弁済能力もないため、取り消されるべきである。

また、処分庁の教示については、それと思料されるものはなかった。

4 処分庁の主張の要旨

- (1) 審査請求人が処分庁に対して申告しなかった収入は、審査請求人の就労先（以下「本件就労先」という。）から平成 29 年 9 月分から平成 30 年 10 月分までの給与として受領した合計 995,779 円である。
- (2) 控除すべき額は、上記収入に対する所得税及び雇用保険料の合計 41,296 円である。
- (3) この間の生活保護費支弁額は、2,221,021 円であるから、(1)の未申告収入額から(2)の額を控除した 954,483 円を未認定の収入充当額として、その全額を徴収額と判断した。
- (4) 徴収額及び徴収期間は、法、厚生労働省社会・援護局長通知等に基づいて行っており、本件処分に何ら違法又は不当な点はない。

5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書「6 判断理由」のとおりとしている。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

(1) 法令の規定等

ア 法第78条第1項は、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる」と定める。

イ 昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知の第8-3(1)ア(i)及び(5)オは、収入として認定しない必要経費として、「社会保険料、所得税」及び「地方税等の公租公課」を挙げている。

(2) 争いがないか証拠により認められる事実

ア 審査請求人は、平成26年1月6日、生活保護の申請を行い、処分庁は、同月22日付けで保護の開始決定をした。

イ 処分庁は、同年2月4日、審査請求人に対して、「保護のしおり」及び「不正受給にならないためのハンドブック」を用いて、法に基づく権利義務等について説明し、了解した旨の書面を受領した。

ウ 平成30年5月23日、審査請求人は、平成29年7月から平成30年3月までの就労収入はないとする収入申告書を提出した。

エ 平成30年7月23日、課税調査により平成29年9月から12月までの間につき、未申告収入があることが判明した。

オ 平成31年2月18日、本件就労先に対する法第29条に基づく調査の結果、平成30年1月及び10月にも未申告収入があることが判明した。

カ 平成31年3月8日、処分庁は審査請求人から、平成29年9月から平成30年1月まで及び同年10月につき、正しい就労収入を記載した収入申告書を再提出させ受領した。

なお、再提出された収入申告書には平成29年10月分につき、収入額

315,000 円との記載があるが、本件就労先の賃金台帳には 258,000 円との記載があるので、315,000 円は明らかな誤りであり、同月の収入額は 258,000 円として判断する。

キ 平成 31 年 3 月 29 日、処分庁は 954,483 円の生活保護費用等の徴収について決定し、審査請求人に通知した。

(3) 判断の理由

ア 審査請求人は、就労収入の未申告の事実は認め、同就労は以前同居していた者に強要されて行ったものであることを取り消すべき理由の一つに挙げているが、就労の動機は収入を得た事実及び未申告の事実に影響を及ぼさないので、本件処分の取消しの理由とはならない。

イ 審査請求人は、現在病状が悪化して弁済能力もないため、本件処分は取り消されるべきであると述べるが、弁済能力がないことは本件処分の取消しの理由とはならない。

ウ 審査請求人は、教示はなかったと述べ、この点につき処分庁の弁明はないが、平成 31 年 3 月 29 日付生活保護費用等徴収金決定通知書の下欄に教示文が付されているので、教示があったことは明らかである。

エ よって、本件処分に違法又は不当な点はない。

(4) 結語

以上のとおり、本件処分に違法又は不当として取り消すべき点はないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

(5) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(6) 結論

以上のとおりであるから、5 の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
令和元年6月26日	・ 審査請求書（副本）の送付及び弁明書の提出等依頼
令和元年7月12日	・ 弁明書及び証拠書類の受理
令和元年7月19日	・ 弁明書の送付及び反論書等の提出等依頼
令和元年8月19日	・ 反論書等の提出について（再通知）
令和元年11月11日	・ 審理手続の終結
令和元年11月15日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和元年11月19日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議
令和元年12月17日	・ 調査審議